設　備　条　件　確　認　書

100kVA以下用

　当事業場は、次の設備条件を満たしているため、委託契約の相手方が行う点検を表中のとおりとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設　　備　　条　　件 | 確認 | 点検回数 | 適用 |
| ① | 　柱上に設置した高圧変圧器がないもの。 | ○ | 左記設備条件のすべてに適合する場合は隔月１回以上 | ○ |
| 　高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないもの。 | ○ |
| 　保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの。 | ○ |
| 　責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの。 | ○ |
| ② | 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。） | － | 上記及び左記設備条件のすべてに適合する場合は３か月に１回以上 | － |
| 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの | ○ |
| 引込施設に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの | ○ |
| ③ | 低圧受電の需要設備 | － | 隔月１回以上 | － |
| 上記①、②、③以外の需要設備 | － | 毎月１回以上 | － |

絶縁監視装置等の設置に係る設備調査表

100kVA超過用

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 |  | 作成年月日 | 平成１６年　１月１０日 |
| 所在地 |  | 作　成　者氏　　　名 | 保安　全一 |
|  | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 設備容量 | 　１５０ｋＶＡ | 受電電圧 | 　６,６００Ｖ |
|  | 適　　　否 |
| 設備等 | № |  | 判定 | 備　考 |
|  | １ | 　柱上に設置した高圧変圧器がないもの。 | 適　否 |  |
| ２ | 　高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないもの。 | 適　否 |
| ３ | 　保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの。 | 適　　否 |
| ４ | 　責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの。 | 適　　否 |
|  | １ | （Ｉｏ絶縁検出器）　絶縁不良のない定常状態においてＩｏが十分小さいこと。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電灯　電灯：　 　mA　　動力：　 　mA　 　　 　　　動力　　 mA | 適　　否 |  別添 「漏電遮断器 の性能及び 設置個所に 関する説明 書」参照 |
| ２ | （Ｉgr絶縁検出器）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 電灯　電灯：　 ５mA　　動力：　８ mA　 －mA 　－mA　　動力　－ mA | 適　　否 |
| 　　該当するもの　　いずれかに　 |
| ３ | 　非常用照明装置、消防設備、昇降機等非常時に使用すべき電路以外の低圧電路に、日本工業規格JISC8371（漏電遮断器）に規定する高感度高速形に適合する漏電遮断器を設置したものであること。　ただし、幹線及び分岐回路の配線を人が直接触れるおそれがないように施設した場合は、当該部分の定格感度電流を200mA以下とすることができる。 | 適　　否 |
|  |  | 使用機器の形式名及び台数 |
| １ | 検出方式 |  | (1)Ｉｏ方式 | Ｔ形．Ｍ形．（１バンク用　台、２バンク用　台） |
| Ｉｇｒ絶縁検出器 | (2)Ｉｇｒ方式 | Ｔ形．Ｍ形．（１バンク用－台、２バンク用１台） |
| ２ | 通報方式 |  | (1)電話連絡方式 | Ｔ形．Ｍ形．（　　台） |
|  | (2)自動通報方式 | Ｔ形．Ｍ形．（　１台） |

（注）　必要事項を記入し、判定欄は該当箇所に○印を記すること。

 無停電年次点検適用要件確認チェックシート

月　　日　（組織名　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 無停電年次点検適用要件確認チェックシート | チェック内容 | チェック欄 | 備考 |
| ○主任技術者制度の解釈及び運用（内規） 改正 令和3年3月1日付け 20210208保局第2号○主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和3年3月1日付け20210208保局第2号）４．（７）③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について　令和３年３月　経済産業省産業保安グループ　電力安全課 |
| １ | イ　１年に１回以上行う。（ただし、信頼性が高く、かつ、ロと同等と認められる点検が１年に１回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を３年に１回以上とすることができる。） | 無停電点検を適用するにあたり、「信頼性が高い機器」の要件が要領等に定められているか。 | （以下参照） | （以下参照） |
| 「信頼性が高い機器」の要件 | 　 | 　 |
| 2 | 　 | （１）設備を構成する個々の機械器具において、設計上、製作上又は施工上支障があるものではないこと。 | （例）リコール制度による届出や保安上の注意喚起等の対象となっていないこと。 | 　 | 　 |
| 3 | 　 | （２）保安上の観点から、設備構成に一定の信頼性が認められるものであること。 | （例）経済産業省告示二百四十九号第四条第七号の設備条件の全てに適合するものであること。イ 柱上に設置した高圧変圧器がないものロ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないものハ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているものニ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの | 　 | 　 |
| 4 | 　 | （３）設備環境上支障のあるものではないこと。ただし、適切な対策が講じられているものは除く。 | （例）・腐食性ガスや可燃性ガス等の滞留する場所に設置されているものではないこと。・高温多湿による保安機能の支障が生じる環境に設置されているものではないこと。・塩害による保安機能の支障が生じる環境に設置されているものではないこと。 | 　 | 　 |
| 5 | 　 | （４）使用実績又は維持管理状況を踏まえて、次回の停電年次点検まで（３年後まで）の間における設備の信頼性に支障が認められるものではないこと。 | （例）・前回の停電年次点検において、内規で定める点検が実施されており、その結果（修理等を行った場合にはその結果も含む。）が支障ないものであること。・前回の停電年次点検以降で実施した無停電での年次点検及び直近までの月次点検の結果（修理等を行った場合にはその結果も含む。）が支障ないものであること。・製造者等が推奨する取替更新時期内であるもの又は保安に関する適正な余寿命評価（次回の停電年次点検までの期間（３年後までの期間））を行ったものであること。 | 　 | 　 |
| 6 | 　 | （５）保安管理に係る体制に支障のあるものではないこと。 | （例）年次点検（停電及び無停電）の実施方法が、保安規程又は保安規程の下部規程等に定められていること。 | 　 | 　 |
| 7 | ロ　次に掲げる全ての項目の確認その他必要に応じた測定又は試験を行う。 | 「左記「ロ」の全ての項目と同等と認められる点検」の要件を満たしているか。（左記（イ）から（ホ）の各号で確認すべき事項に関して、当該事項を満足している蓋然性が高いと認められる方法により点検が行われているか） | （以下参照） | （以下参照） |
| 　 | （ロ）の全ての項目と同等と認められる点検の要件 | 　 | 　 |
| 8 | 　 | （イ）低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。 | ・絶縁監視装置による監視結果又は漏れ電流計による測定結果が良好であること。　また、外観点検の結果（必要に応じた超音波式部分放電探査やサーモグラフィ等による過熱部位の有無の確認を含む。）が良好であること。 | 　 | 　 |
| 9 | 　 | （ロ）接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１７条に規定された値以下であること。 | ・簡易的測定方法による測定値に余裕をもって推測する方法。・過去より直近までの測定値の評価及び接地設備に係る外観点検（必要に応じて端子間の導通状況の確認）をもって推測する方法。 | 　 | 　 |
| 10 | 　 | （ハ）保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。 | ・前回の停電時に実施した保護継電器単体の動作特性試験結果が良好であること。・前回の停電時に実施した遮断器のトリップ回路の内部抵抗、絶縁抵抗等の測定結果及び過熱部位の有無等の確認結果に係る測定値等の評価結果が良好であること。また、遮断器のグリスアップ等が適切な頻度で行われていること。・前回の停電時に実施した保護継電器から遮断器までの設備（関連設備を含む）の外観点検（必要に応じて端子間の導通状況の確認）の結果が良好であること。 | 　 | 　 |
| 11 | 　 | （ニ）非常用予備発電装置が常用電源停電時に自動的に起動し、停電復旧後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。 | ・模擬信号等による起動及び停止と発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であることの確認。 | 　 | 　 |
| 12 | 　 | （ホ）蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。 | ・蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。 | 　 | 　 |
|  |  | ※なお、本件は満足すべき要件とこれを満たすと認められる技術的内容を具体的に示したものであり、上記例示に限定されるものではなく、当該要件に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、当該要件に適合するものと判断するものである。 |